

広島大学大学院人間社会科学研究科及び香川大学法学部の法曹養成連携協定
の変更協定

広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「甲」という。）と香川大学法学部（以下「乙」という。）は、令和5年2月28日付4文科高第1678号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和7年4月1日から、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の教育課程（別紙認定協定第3条）について、甲の1年次必修科目の再編に伴い、別紙1に記載する「乙の法曹プログラムの教育課程」における必修科目につき、連携法科大学院において法学既修者認定により履修免除又は既修得単位認定を行う法曹コース開設科目との対応を変更する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲
学長（代理人）
広島大学大学院人間社会科学研究科長
松見 法男

乙
学長（代理人）
香川大学法学部長
堤 英敬

<別紙>

広島大学大学院人間社会科学研究科及び香川大学法学部の法曹養成連携協定

広島大学大学院人間社会科学研究科（以下「甲」という。）と香川大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が法曹養成について連携し、双方の教育の円滑な接続を図ることを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 広島大学大学院規則第4条に規定する甲の実務法学専攻（以下「本法科大学院」という。）
- 二 連携法曹基礎課程 香川大学法学部規程第3条の2に規定する乙の法曹プログラム（以下「本法曹プログラム」という。）

（本法曹プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本法曹プログラムの教育課程を別紙1のとおり定める。

（本法曹プログラムの成績評価等）

第4条 乙は、本法曹プログラムの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

2 乙は、本法曹プログラムの修了要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って修了認定を行うものとする。

（本法曹プログラムの学生の早期卒業の基準）

第5条 乙は、本法曹プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙4のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

（学修支援体制）

第6条 乙は、本法曹プログラムの学生について、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹プログラムの学生に対して学修指導を行うアドバイザー教員の配置
- 二 前号のアドバイザー教員を補佐し、学修その他の就学に関する助言を行う実務経験のある教員の配置
- 三 前二号の教員以外の教員による、学修支援体制に関する学生からの意見の定期的な聴取

- 2 乙は、前項第三号による意見聴取の結果を第7条第2項に規定する連携協議会に報告するとともに、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うものとする。

(甲の乙に対する協力等)

第7条 甲は、本法曹プログラムにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、本法曹プログラムの学生に対し、本法科大学院への進学のためのガイダンスを行うこと
- 二 乙の求めに応じ、本法曹プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、本法科大学院の教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 四 本法曹プログラムの学生に対する学修指導を行うに際し、乙に必要な助言や協力を行うこと

- 2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第8条 甲は、本法曹プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型選抜 論文式試験を課さず、本法曹プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
- 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙5のとおりとする。

(協定の有効期間、合意による改訂又は解約)

第9条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から4年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を2年間としたうえで更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲と乙は、合意により、本協定を改訂し又は解約することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定を解約することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する時期)

第11条 第9条第1項の規定により本協定の更新を拒絶し、又は第9条第2項若しくは前条第2項の規定により本協定を解約する場合においては、本協定は、当該更新の拒絶又は当該解約の時点において現に本法曹プログラムに在籍し、又は本法曹プログラムへの登録が可能であった学生全員が次の各号のいずれかに該当することとなったときに終了する。

- 一 本法曹プログラムを修了したとき
- 二 本法曹プログラムへの登録ができなくなったとき

(協定書に定めのない事項)

第12条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であつて協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第7条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者名を記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲
学長（代理人）
広島大学大学院人間社会科学研究科長
松見 法男

乙
学長（代理人）
香川大学法学部長
堤 英敬

<別紙 1 >

1. 乙の法曹プログラムの教育課程編成の方針

乙は、本法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹プログラムの教育課程を編成する。

香川大学法学部法曹プログラム・カリキュラムポリシー

【連携法曹基礎課程（法曹プログラム）の教育課程編成の考え方】

法曹養成連携協定を締結した法科大学院（以下、連携法科大学院）の法学既修者コースの教育課程と一貫的に接続する段階的かつ体系的な教育課程を編成します。

連携法科大学院において法学既修者認定により履修免除される法律基本科目の基礎科目を、法曹プログラムの必修科目として開設します。法律基本科目の基礎科目については、法学を段階的かつ体系的に学ぶため、適切な順序に沿った科目履修が可能になるような学年・学期配置とします。

連携法科大学院における教育と法曹プログラムにおける教育との円滑な接続を図るために、演習形式の科目（法文書作成Ⅰ・Ⅱ、発展的公法・民事法・刑事法）を開設し、必修科目に指定します。法律基本科目の基礎科目の履修が一定程度進んだ後に少人数の演習形式の科目を配置することで、段階的かつ体系的な学修を可能にします。また、連携法科大学院の教員が行う授業を体験する機会を設けます。

【連携法曹基礎課程（法曹プログラム）の学修内容及び学修方法】

法曹プログラムの必修科目のうち講義形式の科目については、成績評価ガイドラインを定めて、厳格で公平な成績評価を行います。

2. 乙の法曹プログラムの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	民法Ⅰ	4				
		刑法各論Ⅰ	2				
2年	前期	憲法Ⅰ	2			法哲学	2
		民法Ⅱ	4				
		民法Ⅳ	4				
		刑法総論	4				
		法文書作成Ⅰ	2				
	後期	憲法Ⅱ	4				
		民法Ⅲ	4				
		刑法各論Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		刑事訴訟法Ⅰ	2				
		行政法総論	4				
		法文書作成Ⅱ	2				
3年	前期	行政救済法Ⅰ	2				
		行政救済法Ⅱ	2				
		会社法Ⅰ	2				
		民事訴訟法Ⅱ	2				
		刑事訴訟法Ⅱ	2				
		発展の公法	2				
		発展の民事法	2				
		演習（通年）※1	2				
		後期	会社法Ⅱ	2			
	発展の刑事法		2				
	演習（通年）※1		2				
合計			64				2

※1 演習は実定法科目から選択する。

<別紙 2>

1. 乙の法曹プログラムにおける成績評価の基準

学則に定める評語	評点	講義科目	少人数授業
秀	90 以上	10%以内	10%以内
優	80～90 未満	20%程度 (秀と合わせて 30%程度)	
良	70～80 未満		
可	60～70 未満		
不可	60 未満		

(注)

- (1) この基準は目安である。
- (2) 少人数授業はゼミナール形式の科目および履修者数20名以下の科目を指す。
- (3) 「憲法Ⅰ」, 「憲法Ⅱ」, 「民法Ⅰ (総則・法定債権)」, 「民法Ⅱ (物権)」, 「民法Ⅲ (債権総論・契約)」, 「民法Ⅳ (親族・相続)」, 「刑法総論」, 「刑法各論Ⅰ」, 「刑法各論Ⅱ」, 「行政法総論」, 「行政救済法Ⅰ」, 「行政救済法Ⅱ」, 「会社法Ⅰ」, 「会社法Ⅱ」, 「民事訴訟法Ⅰ」, 「民事訴訟法Ⅱ」, 「刑事訴訟法Ⅰ」, 「刑事訴訟法Ⅱ」, 「法文書作成Ⅰ」, 「法文書作成Ⅱ」, 「発展的公法」, 「発展的刑事法 (事例研究)」, 「発展的民事法」には, 講義科目の基準を適用する。

※ 本法曹プログラム必修科目については, この基準の数値から大幅に逸脱している場合, その理由を説明した文書を教務委員会に提出することを求める場合がある。

2. 乙の法曹プログラムにおけるGPAの基準等

- ① 通算GPAは, 下記の計算式によって算出される。

$$GPA = \frac{(\text{秀の単位数} \times 4) + (\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{履修登録単位数}}$$

- ② 通算GPAの対象となる科目について

香川大学の5段階評価が適用され, かつ, その単位を法学部の卒業要件に算入できる科目を対象とする。

上記の条件を満たしていれば, 他学部開設科目や単位互換協定を締結している他大学の授業科目, 外国語科目における各種試験の認定を含む。

＜別紙３＞乙の法曹プログラムの修了認定

３年次以上の登録者のうち、次に掲げるすべての要件を満たす場合、卒業判定時に本法曹プログラム修了の認定を行う。

- ① 卒業要件単位をすべて修得していること。
- ② ３年次学年終了時においては36月、４年次学年終了時においては48月在学していること。
- ③ 必修科目のすべての単位を修得し、かつ３分の２以上の科目の成績評価が良以上であること。

＜別紙４＞乙の法曹プログラムに登録した学生を対象とする早期卒業制度

香川大学学則（以下、「学則」という。）第５９条第３項及び香川大学法学部規程（以下、「法学部規程」という。）第９条並びに香川大学法学部早期卒業制度取扱要項（以下、「取扱要項」という。）に基づき、３年次に本法曹プログラムに登録された学生のうち、次に掲げるすべての要件を満たす場合、本法曹プログラムにおける早期卒業の認定を行う。

- ① ２年次終了時点で、卒業要件単位 82 単位以上を修得し、かつ通算 G P A が 3.0 以上であること。
- ② ３年次終了時点までに、卒業要件単位 128 単位以上を修得していること（「演習（必修 6 単位）」については履修期間を 1 年間に短縮する特別措置が行われる。）。
- ③ ３年次終了時点までの通算 G P A が 3.0 以上であること。
- ④ ３年次終了時点までに、本法曹プログラムを修了していること。
- ⑤ 法科大学院の 5 年一貫型選抜もしくは開放型選抜を受験し、いずれかに合格したこと。

※④⑤は本法曹プログラムに登録した学生にのみ適用される要件。

※早期卒業を希望した者は、演習を 1 年間（4 単位）履修し、それに加えて特別研究（2 単位）の履修をする必要がある。早期卒業の基準を満たさない場合は、さらに演習（2 単位）を必修科目として履修しなければならない。

本法曹プログラムに在籍する学生の履修登録単位数の上限は、開講される科目について、年間合計 44 単位、半期 26 単位を超えて履修登録することはできない。但し、集中講義等を除く。